第8回 西宮市総合計画審議会 議事概要

開催日時	平成30年11月15日(木)18時01分~20時23分
開催場所	西宮市役所 東館8階大ホール
出 席 者	新川委員、藤田委員、川東委員、椿本委員、羽田委員、樋口委員、平野委員 水田委員、根岸委員、石田委員、小野委員、藤井委員、安東委員、岡委員 加藤委員
欠 席 者	古塚委員、客野委員、倉石委員、徳久委員、水谷委員
事務局	田村政策局長、清水政策局担当理事、楠本政策総括室長、四條政策推進課長、 岩田政策総括室参事
傍 聴 者	なし
議題(案件)	 開会 各部会からの審議内容の報告について 基本計画・アクションプラン等の修正について 基本構想の修正について 答申(案)について その他 閉会
資料	【資料1】審議内容の報告(各部会・事務局)※当日配布 【資料2】パブリックコメントの意見概要 【資料3】基本計画(修正案) 【資料4】アクションプラン(修正案) 【資料5】地域別アウトライン(修正案) 【資料6】施策の横串に関するイメージ図(案) 【資料7】社会的背景を踏まえた5次総の特徴の整理(案) 【資料8】第5次総合計画 都市目標(キャッチフレーズ)について 【資料9】基本構想(修正案) 【資料10】答申書(案)※当日配帯 ・第5回~第6回審議会議事概要(確定版) ・第7回審議会議事概要(案)

議事の経過		
発言者	発言の内容	
	・会長あいさつ、資料確認	
	- 半数以上の委員出席を得て本会議が成立していることを確認	
	。 タカム シュの中華大中の174 にっしょ	
∧ □	2 各部会からの審議内容の報告について	
会長	・第1部会から部会の審議内容の報告をお願いする。	
第1部会長	・第1部会は、住環境、景観、市街地、防災、都市基盤を担当した。	
	・住環境については、教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱が	
	効いていることを盛り込んでいただきたいという意見があった。 	
	・緑については、緑ネットワーク、生態的回廊(エコロジカルコリドー)のこ	
	とを記述してほしいという意見があった。生産緑地に関しては活用について	
	記述してほしいという意見があった。公園や緑地の保全はどこのことか分か	
	るようにしていただきたいという意見があった。緑化の推進については、オ	
	リジナル植物についても書いていただきたいという意見があった。	
	・ 景観については、特に屋外広告物が台風で飛ばされたことを受けて、管理を	
	強化する必要があるという話が出された。	
	・ 環境保全については、小中学校と連携して環境学習を推進してほしいという	
	意見があった。	
	・ 生活環境については、指定有料ゴミ袋の導入を検討していただきたいという	
	意見があった。	
	・ 水道・下水道については、古い市街地のインフラが老朽化しており、他市で	
	は地震で水道管が破裂するという被害が発生しているので、耐震化80年を短	
	期化していただきたいという意見があった。	
	・ 道路については、災害時に、山麓部で交通の便が悪くなり孤立化したので、	
	ネットワークの強靱化を図っていただきたいという意見があった。	
	・ 防災・減災については、停電時に対する備えをしなければいけないという意	
	見があった。消防団については、その役割の重要性について記述していただ	
	きたいという意見があった。	
会長	・ 第2部会から部会の審議内容の報告をお願いする。	
第2部会長	・第2部会は、生活、教育、福祉、医療と、非常に幅広い内容の議論をしてい	
	ただいた。	
	・法律が改正され、地域福祉が社会福祉の上位計画として位置づけられた。そ	
	れに基づき計画間の総合調整と他機関の連携をしていくということが主軸	
	となった。その背景には孤立の問題や包摂の問題、社会参加の問題が多岐に	
	わたって重複して進んでいるという問題意識があり、そうした認識の下で各	
	項目について論議をした。	
	・ 6番、7番、8番は、主に子供、児童に関することで、保育、学校の教員、	
	留守家庭児童センターの人材確保とワーク・ライフ・バランスに基づいた担	

い手への支援が必要であるということが議論された。

- ・ 6番目の子供・子育てでは、ソーシャルワーク機能を強化する必要があり、 7番目の学校教育においては、学力向上も必要だが、児童生徒の格差に配慮 した取組やインクルーシブ教育の必要性が強調された。
- ・8番目の青少年育成では、これから女性の就労が増え、留守家庭児童育成センターのニーズが高まるので対応が必要であり、余裕教室等の確保等にも言及された。
- ・ 高齢者問題については、他の分野についても言えることだが、行政が基盤整備をしつつ、住民や民生委員、社協、市民の活動が円滑に進む官民共同の在り方を押さえていただきたいという意見が出された。
- ・ 高齢者福祉に関しては、老老介護、8050問題、ダブルケアなど、複合的なケア問題への対応が課題として出された。また、介護人材不足への対応の話しも出ている。
- ・ 障害福祉に関しては、手帳所持者という狭い枠の障害だけではなく、生活障害という概念の広がりの中で、表記の在り方も含めて生活障害を眼目に置いた対応が必要であり、その一つとして就労支援が強調された。
- ・生活支援については、法律改正により「生活困窮者自立支援法」が施行され、 生活障害の広がりという捉え方の中で、各福祉制度の縦割りを廃止すること となった。その延長線上に経済的困窮とともに社会的孤立対策、また総合相 談支援体制を図られたいと強調された。
- ・ 共生については、内容的には人権が取り上げられているが、「障害者差別解 消法」に対する共生の捉え方や、性的マイノリティーへの配慮も含めて、共 生の概念が広がっていることを今度の計画の中で押さえるべきという意見 が出された。
- ・ 医療、健康の問題に関しては、医療サービスの北部問題、サービスの偏りが 強調され、近隣の行政との連携が必要という意見が出された。また市立病院 と県立病院との連携等々が論議された。
- ・ 北部問題に関しては、この分科会では医療サービスが審議の対象であった が、生活全般にわたって対応をするべきであるという意見も出された。
- ・ 健康に関しては、精神疾患の方がこれから増えるので、配慮が必要であるという意見が出された。
- ・住民自治、地域行政では、法律行政は縦割りにならざるを得ない側面があるが、これからの行政は住民の自治力を高めていくことを眼目に置いた行政庁内の連携の在り方が重要であるという指摘がなされた。
- ・住民自治を育む学校教育、社会教育等々の在り方について、既存のコミュニティ拠点の有効活用を十二分にしていく必要があるという意見が出された。 ただ、分野別の活動だけではなく、住民が住民自治として使える拠点の在り 方も重要になってくるのではないかという指摘があった。

会長

第3部会からの報告をお願いしたい。

第3部会長 │・ ここでまとめていただいているもの以外にも、たくさんの件が出たと記憶し

ているので、後ほど、第3部会委員にもご発言いただきたい。

- ・生涯学習については、公民館がコーディネートとしての役割を担うことが期待されているという指摘があった。図書館については大学と連携して知のインフラをかたちづくるという発言があった。
- 西宮には、公民館、市民館、共同利用施設がたくさんあるので、将来的には、 それらの集約化についても検討されたいという指摘があった。
- ・ 文化芸術については、市ゆかりの芸術家や作品について情報発信を充実する ことを検討していただきたいという意見があった。
- ・ヨーロッパやアメリカの都市では、アーツカウンシルが一般的となっている。西宮においても施設の経営、アートイベントの実施にとどまらないで、市民と一緒にそれらを行って芸術活動全体を支えていく仕組みを考えていってはどうかという意見が出された。
- スポーツについては、民間が経営するスポーツ施設が増えて、都市部の住民のスポーツ活動において重要な役割を担っているので、西宮市のスポーツ振興について、マーケットベースの取組主体も含めた考え方を整理してはどうかという意見が出された。
- ・都市ブランドについては、行財政におけるシティープロモーションの推進と 言葉の上では混同するかもしれないが、ここでの都市ブランドは、個々の西 宮の地区のブランドについて記述されているということであった。重要なと ころではあるが、他の領域との混同を注意しなければならないという意見が あった。
- ・大学連携については大変重要であるという指摘があった。
- ・産業については、すでに一定規模で事業をしている企業が、事業規模の拡大 を図るときに、西宮市内で用地を確保することが困難であるため、全市的な 対応が必要であるという指摘があった。
- ・農業、食の流通について、農家と消費者を結びつけて新しい農業消費の在り 方を考える大きな流れになっている。ファーマーズマーケット、ローカルフ ードパーク等の考え方が提唱、実践されてきているので、西宮市においても 検討をしていただきたいという意見が出された。市が運営する食肉センター に関する長期的な運営方針についても記述をすべきだという意見が出され た。
- ・ 就業労働については、外国人の問題が出された。地域防犯については近年重要な問題になってきているという意見が出された。行財政の執行体制については種々の意見をいただいたので、整理した文章を読んでいただきたい。
- ・ 各部会の報告の中で基本構想、計画全体に関する意見が出されたので、その まとめを事務局から説明いただく。

会長

事務局

会長

• (説明)

・ 事務局から審議内容の中で基本構想および基本計画全般に関わる意見について取りまとめをいただいている。これについて質問、意見があればお願いしたい。

- この内容を反映させた構想等の中身の修正は後ほど審議をいただく。
- 副会長
- ・ 2ページの基本計画について一つだけ載っているが、「このため以下」はこ の審議会の中で委員が言った意見ということか。

事務局

・ 部会に入る前に諮問をさせていただいたときに、アクションプランも含めて 基本計画として審議するのが部会の立場であるという意見をいただいた。従 って基本計画とアクションプランを一体のものとして、部会において審議い ただいた。

副会長

- ・この意見は私が言ったが、「このため以下」ではなく、これを一体化させた ものを基本計画とするべきで、本来はアクションプランと分けるものではな いという趣旨である。基本計画という目次の部分があって内容の部分が入っ てくる。いろいろな施策が入ってくる。それが基本計画ではないかというこ とを申し上げた。
- ・折り合いがつかなかったので、アクションプランと一緒に審議したが、ここ での意見のように書かれるのは心外である。

会長

- ・ 副会長からの意見、特に発言内容の趣旨に関わるところなので、事務局でも う一度精査をしていただき、この報告のところについての適切な対処をお願 いしたい。
- 各部会での意見、議論もあったと思うので、それも確認した上で判断をいた だきたい。

3 基本計画・アクションプラン等の修正

会長

・ 次第の3番目、基本計画、アクションプラン等の修正について、審議をお願 いしたい。

事務局

• (説明)

会長 委員 ただいまの報告について確認、質問、意見があればお願いしたい。

・24ページの①、地域福祉を推進する基盤づくりに、地域住民が交流できるコ ーディネート機能を有する共生型地域交流拠点とあるが、そのコーディネー ト機能を有するという意味は、コーディネーターなりソーシャルワーカーの ような人を配置する交流拠点を整備するという理解でいいか。

事務局

- 専門的なことなので正しく答えられないかもしれないが、共生型地域交流拠 点を市内のさまざまなところに整備を進めたいという意図であり、建物に誰 か常駐の人がいる、支所、サービスセンターのようなイメージではなく、そ の場に来ていただき、何かを主催される団体やグループが、その場所で交流 していただくという機能のイメージだと思う。
- ・ 特定の職員が常駐する施設というイメージではなく、集まっていただける場 というイメージだと思う。

委員

・ 職員とは言っていない。地域の人でもいい。そこに集まってコーディネート するといえば、誰かがしなければならない。

事務局

・ どのような団体なのか、任意の集まりなのかはともかくとして、人が集まる 機能だと思っている。

会長

・このような地域交流拠点では、自主的な集まりを支える機能が社会的に用意 されていくことが重要になるが、そこはここから先の施策ということで考え ていただきたい。

委員

・ この第5次総合計画、基本計画と総合計画のアクションプランは一つにはま とまらないのか。

事務局

・ 基本計画は、このかたちの部分を議決いただくものと考えている。 具体的な 中身はアクションプランで書いたもので、二つに分けたかたちで進める。

委員

- ・基本計画の中にある項目、これがタイトル的なところが出てくるのはいいと 思うが、例えば1の住環境が出てきたら、その住環境についてのアクション プランの内容が間に挟まって、次が2の緑・自然で、このアクションプラン の内容が間に挟まってくるもので、一つのものになるとイメージしている。
 - ・ 基本計画とアクションプランを分けるメリットなり理由があれば教えてい ただきたい。
 - アクションプランの前に参考資料と付けるのか。

事務局

- ・ 以前の審議会で説明をさせていただいたが、基本計画の項目は、全てこのアクションプランに載っている。
- ・基本計画とアクションプランを足すというイメージではなく、アクションプランに書いている施策分野、政策分野、目的、取組内容や計画等は、全て基本計画に載っているものと同じである。
- ・ 前回の総合計画では、このアクションプランのかたちを基本計画としてお り、基本計画を議決するということは議会が決めた。
- ・ 今回は、いま提案している簡素にした基本計画を議決対象にする。基本計画 が議決対象となったので、結果としてこういうかたちになった。
- ・ 議決対象がどこなのか、計画部分がどこなのかというところが、分かりにく くはなっているが、議決対象としてこの基本計画という目次のようなものが 整理されているという状態である。

委員

副会長

- ・民間的な考え方では理解できない。
- ・ 第4次のときに議会が、いまで言うアクションプランも含めて、議決対象と 決めたという説明だと思うが、それは違うのではないか。
- ・ 行政当局が基本構想はこれ、基本計画はこれと提案し、それを議会が審議した。 初めに出す前に、アクションプラン的なものも含めた計画を審議するという話ではなかったと思う。
- ・ 行政当局は、基本計画とは、まちづくりの具体的な施策についての体系的な 枠組みであるということを示して、基本計画とアクションプランを一緒にし て、これが基本計画であると議会に提案してはどうか。
- ・ 議会が計画のかたちを指示するのではなく、当局は主体的に、自主的に議案 として出すべきである。

事務局

- ・ 第4次総合計画のときは、基本構想のみが議会の議決対象であったが、基本 計画は、今回のアクションプランのようなかたちで整理をしていた。
- ・そのままの流れで行けば、同じかたちの基本計画と考えることもできるが、

今回は議会が議決対象の基本計画の議決部分はここだという整理をしたので、当局としてはそれに沿ったかたちで、基本計画を示している。

委員

- ・ 当局が求めている議決内容とは違うのではないか。
- ・審議会委員が一生懸命意見を出して、事務局も一生懸命反映したアクション プランが、参考資料扱いになることには納得できない。
- ・民間では、一つ一つのタイトルホルダーに、一つ一つのアクションプランが 一つにされているものが基本計画になる。

事務局

・ 参考資料という表記は議会向けの説明であり、この場でこういう表記をする のが妥当かというのは確かに反省するべき点だと分かった。

委員

- ・ 議会の中のことや、事務方の要請があることは分からないが、この基本計画 とアクションプランは一つのものとして議決されるのが筋ではないか。
- ・ これはあくまでも参考資料扱いで、基本計画が大切であり、それを審議する ということであれば賛成しかねる。

事務局

・ 指摘の件は事務局も重々承知している。その旨は答申の中で言っていただく かたちでお願いしたい。

委員

よくわからない。

会長

- ・この総合計画の基本構想、基本計画については、西宮市議会が議会として議 決をするという仕組みになっている。議会として今回議決をするのは基本構 想と、今日示した薄い基本計画である。議会はこれを基本計画だと定義して、 執行機関からの計画の提出を求めたという経緯がある。
- 事務局としては、総合計画審議会に対しては、議会で求められている総合計画の基本構想、基本計画の諮問をしたいが、私たちはそれではきちんとした審議ができないので、事務局はアクションプランを付け加えた。今回は基本計画とアクションプランを一つと考えて、これまで議論をいただいた。
- 実質的な総合計画は、このアクションプランを加えたものになるはずだが、 諮問をされ、そして答申をし、その結果をもって議会の議案として議会に提 案するのは、この基本構想、そして項目だけの基本計画ということに今回は なった。
- ・ 残念ながらこればかりは議会が議決した条例事項なので、審議会としては、 これ以上は申し上げようがない。

副会長

- ・議会が定めた条例の中には「基本計画は基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ、体系的な枠組みを示す計画をいう」と書かれている。審議会の役割は、それに忠実なかたちで審議をして、それをつくっていくとだと思う。
- それがいまそうではないということなので、非常に残念なことになっている。

会長

・ 今回は議会から次の基本構想、基本計画については、基本計画は目次的なも のだけにせよという要望があったと聞いている。

委員

アクションプランの前に参考資料という表記を付けなければならないのか。

事務局

あくまで基本構想、基本計画との関係を整理するために、パブリックコメン

委員

トのときにも表示をしているが、最終的な冊子や本には参考資料と表記しない。

・地域別アウトラインに参考資料と付いているのは違和感がないが、アクションプランに参考資料と付いているのは違和感がある。これがメインだと思うので、その辺を考慮いただきたい。

会長

- ・議会に提案するときは、残念ながらこのアクションプランは参考資料にしか ならないが、審議会としては、アクションプランが総合計画、基本計画であ ると考えているし、おそらく事務局でもそういう捉え方をしていただいてい ると思う。
- ・ 議決後、実際の総合計画を執行するのは行政当局なので、そのときには、この参考資料ではないアクションプランが生きてくると期待している。

委員 事務局

- ・普通に基本計画、アクションプランと付けたらいいのではないか。
- ・第5回のときにも冒頭で説明したように、議会の議決の有無にかかわらす、 行政計画として基本計画とアクションプランは一体と考えている。その中で も中心となるアクションプランの審議をお願いした。
- ・ 条例上、基本計画と名前の付いたものが議決対象となり、議会としては、そ の詳細な部分まで要求しないので、アクションプランから目次だけ抜き出し たものを基本計画と称することとなった。
- ・議会には基本計画を伺うが、実際運用する行政計画はアクションプランが中心になる。参考資料という表記は不適切かもしれないので、考えさせていただく。このアクションプランが行政計画として、施策の具体的な内容を定めている中心的な計画になると考えていただきたい。

会長

- ・ ふに落ちない話がたくさんあるが、アクションプランが実質的な行政計画と しての総合計画、基本計画になるということでご理解いただければと思う。
- ・議会向けには参考資料とせざるを得ないかもしれないが、行政としては、また審議会としては、参考資料という表記がないアクションプランが、われわれが審議をしてきたものとご理解いただきたい。

(休憩)

4 基本構想の修正について

①横串・重点化

会長

・議事次第の4番目、基本構想の修正について審議いただきたい。横串の話、 あるいは重点化が、これまで議論になってきた。これを、どう反映するかと いうことである。事務局から説明をお願いする。

事務局

(説明)

会長

・ 部会で示した横串イメージ、4次総、5次総での重点の変化について、文言 で、基本構想の修正案35ページのように修正してはどうかという説明があっ た。意見があればいただきたい。

(意見なし)

・本件については、事務局の整理で修正を進めたい。

②キャッチフレーズ

会長

・基本構想のキャッチフレーズについて、事務局から説明をお願いする。

事務局

· (説明)

会長

- ・これまでの議論を踏まえて都市目標の案を提案いただいた。
- ・この提案について、質問、意見をいただきたい。

委員

- 「未来への継承」というのは、継承という文言が警鐘と聞こえなくもないので、「未来を拓く」が良いのではないか。
- ・ 拓くの意味を辞書などで調べると、いままでなかったことを始めるという意味もあるが、未開の土地を切り開くという意味が上位にある。未来へ伸びるなど、ここに代わる言葉があればと思う。

会長

・ 拓くというところが少し引っ掛かるので、さらに大きく発展するようなイメージの言葉にしてはどうかという意見をいただいた。

委員

- ・いまの時代につくるので、サブタイトルで共生という言葉を入れたい。
- ・「つながりのある」に代えて共生という言葉が使えないか
- ・「憩い、学び、つながりのある美しい共生のまち」、あるいは「憩い、学び、 共生の美しいまち」のように、どこかで共生を使えないか。
- ・10年後に共生と言われているか分からないが、現在は共生の時代であると思 うので、どこかへ入れられたら良いと思う。
- ・ 拓くというのは、未開の分野に入っていくというイメージがあり、力強いと 思うので賛成する。

委員

- ・ 「未来を拓く」というイメージは、解説はつくと思うが、一般の市民に伝わるか疑問である。みんなでつくっていくから「未来を築く」が良いのではないか。
- ・「美しいまち」というのは、取って付けたようなイメージなので、共生とい う言葉を使い、共に生きる、という表現が良い
- ・ つながりのあるという言葉を使うのか、共に生きるという言葉を使うのか、 その辺をもう一考していただきたい。

委員

- ・ キャッチフレーズは、できるだけたくさんの人に分かることが大事であり、 ぱっと見たときに西宮が何を目指しているのかということが分かる方が良 い。
- ・ 尼崎を出て西宮へ向かう電車に乗っていると「スポーツのまち尼崎」と大き く書かれたキャッチフレーズが揚がっている。
- ・ 尼崎はスポーツの充実を目指していると電車に乗っている人たちに分かる。 他のこともやっているが、一番力を入れているのはスポーツだと表されてい る。
- ・ 「文教住宅都市」は、必ずしもはっきりしたイメージになり得ていない。「未 来を拓く 文化と教育のまち・西宮」というのはどうか。

委員

・第4次は「ふれあい 感動 文教都市・西宮」というキャッチフレーズであ り、「ふれあい 感動」から「未来を拓く」に変わると、トーンダウンして

いるような気がする。 委員 ・ 言葉的には、「未来を拓く」は良いと思う。誰でも、ぱっと見て分かる方が いいので、未来をオープンするという意味で「開く」の方が良い。 「憩い、学び、つながりのある共生のまち」を提案したい。「美しい」の代 委員 わりに「共生の」を入れたい。 委員 どのまちにも美しいところがあったり、そうでないところがあったりするの で、それよりも、他市の人も西宮はいいね、行きたいねと思ってもらえるよ うな何かがあれば良いと思う。 ・子どもたちは、10年後にいまの職業があると思うなと言われており、AIと ともに生きるときに何が大事かといえば道徳であり、共に生きるということ が大事になるので、共生や共に生きるという分かりやすい言葉で、ぱっと目 に入ってくるようなかたちが良い。 ・ 「文教都市・西宮」は、ずいぶん周知されているので、生かしたい。原案ど 委員 おりで良い。 委員 ・ 『文教住宅都市西宮の歌』の歌詞の中に「わがまち伸びて限りなし」、「わ がまち築くいしずえよ」という言葉があった。 ・ここは説明するところではないので、西宮の方が決めればいいと思う。文教 委員 住宅都市は外せないということであれば、「未来を拓く西宮」、その副題に 文教住宅都市うんぬんというのを付けた方がインパクトがある。 委員 外から見ていると、「美しいまち」と平気で言えてしまう西宮は良いと思う。 共生などいまはやりの言葉は、どこの市も使っているので、よその市が使わ ない誇り高い感じで「美しいまち」と付けるのは良い。 ・ 「文教住宅都市」と「学び、つながり」という言葉が、かぶっている感じが するので、もう少しシンプルでも良い。 委員 いいものをつくるぞという意味の「拓く」が良い。

- 「未来を拓く」が良いと思う。単なるオープンではなく、未来はつくりだし ていくものであり、人々の意思が動いてくるので、開くではなく、やるぞ、
- 「美しい」は「つながりのある」というところにかかり、人々がつながって いることによる美しさだと思う。単なる美の意識の美しさではないと思う。
- 「つながりのある」というのを付ければ、美しいという形容詞の言葉が良い か悪いかというのは、受け取り方が違ってくるので、「美しい」を「共生」 にするのも一つの手であると思う。

委員

・ 「つながりのある」「共生」は、どこの市も使っているという意見があった が、「つながり合える共生のまち」として、お互いがしていくというイメー ジを持たせれば思いが深くなっていくのではないか。

副会長

- ・これまでの西宮の歩みを見ると、「文教住宅都市・西宮」は外せない。将来 にわたって守っていくべきもの、もっと発展させていくべきものなので、「文 教住宅都市・西宮」はメインタイトルに残していただきたい。
- 「拓く」は、自らつくりだしていく力強さ、チャレンジの意味を表している ので、この字がベストだと思う。

会長

- ・ サブタイトルは、いろいろと意見が出ているので、よく咀嚼していただき、 事務局で、これがいいのか、少し変えた方がいいのか、検討いただきたい。
- ・ キーワードや副題を付けた経緯等で、事務局から説明があればお願いした い。

事務局

- ・このキーワードは、人とまちの姿を書く中で出てくる言葉として選んだ。その中に、未来、憩い、学び、つながり、きれいという言葉が入っているので、 そこから抜粋した。
- ・人と人もあるが、地域と地域、地域と都市など、いろいろなかたちのつなが りが大事になってきているので、幅のある言葉として、共生も含む「つなが り」という言葉を使った。
- ・ 美しいについては、住んでみたいまちランキングなどの調査のランキングよりも、どういうところで西宮を選んだかを調べた。
- ・ 利便性であれば、大阪の都心、神戸のまちなかが便利だが、なぜ西宮が選ばれるかという中で、美しいまちなみと言われている方が多かったので、今後、 美しさを追求していくことを想定して「美しい」という言葉を選択した。
- ・憩い、学びは、文教住宅都市を打ち出すと同時に、この中でも大事な概念と して「憩い、学び」を、もう一度、文教住宅都市という言葉を知らない方に、 あらためて西宮の特徴として認識していただきたいという思いから入れた。
- 会長

• ここはぜひ、こういうふうにという意見があればうかがいたい。

(意見なし)

会長

・いろいろな意見を出していただいたが、当初の「未来を拓く 文教住宅都市・西宮 ~憩い、学び、つながりのある美しいまち~」を審議会の結論としたいが、よろしいか。

(異議なし)

③修正案の審議

会長

・ 事務局から基本構想の修正箇所について説明をお願いする。

事務局

(説明)

会長

- 質問、意見をいただきたい。
- ・ 今回の答申の形式からすると、これを答申するのではなく、後ほど、また答申書案を審議いただくが、審議会の意見として、今回修正をいただいたところの意見を申し上げるという形式になる。

委員

・ 年号の表記が平成で記述がされており、たまに西暦と併記もあるが、来年以 降どうなるのか。

事務局

・ 元号が変わるまでは平成表記で進めるのが正式な在り方となっている。議決が3月で、議決後、最新の元号が判明するので、本をつくる段階では、新元号に置き換えて表示する。

会長

・ 来年 5 月以降は確実に新しいものに全部変わっていくということでお願い したい。

5 答申(案)について

会長

・ここまで議論いただいた基本構想、基本計画について、審議会の答申をどの ようなかたちにしていくかという答申案の審議をいただきたい。事務局から 説明をお願いする。

事務局

• (説明)

会長

・ 市長にお渡しする答申書について、基本構想原案、基本計画原案をいただい た。これについての審議会の考え方を、手元の答申原案のとおり項目ごとに 申し上げるという形式になっている。これについて、質問や意見をいただき たい。

副会長

- ・こういう意見が出たということを、羅列して書いてあるが、諮問は2回に分けて行われたので、基本構想原案について答申する、あるいは基本計画原案について答申する、それを同じ時期に市長に答申するということではないか。
- ・12月27日が最終審議会になるが、まだ40日余り時間があるので、かがみだけ を付けるかたちになるが、基本構想原案、基本計画原案として市長に答申さ せていただくのが良いのではないか。
- そのバックデータとして、こんな意見がいろいろ出ましたという資料を付けるのは良いと思うが、そういうかたちではなくて、こういうかたちにするのは、どういうことか。
- ・いま同時進行している産業振興計画は、議会で議決はしないが、本になった ものを、これが審議会で審議した結果であると示すので、そことの違和感が ある。

事務局

- ・ 答申のかたちとしては、原案の修正案をいただくというケースもある。その 場合には基本的に、審議会の原案の修正前後の対照表や修正案を提示して、 部会で審議いただくというかたちが必要になってくる。
- ・ 今回は、第7回審議会の部会の冒頭に説明したように、最終的な審議会の答申としては、原案の修正前後の対照表や修正案をいただくのではなく、原案に対する大局的な観点から意見をいただきたいとお願いして、それに応じて意見の取りまとめを行っていただいた。
- ・ 今回の場合、審議の仕方としては、答申書としては原案に対する修正案を添付するのではなく、もともとの諮問した原案に対する意見をまとめていただくというかたちの方が、いままでの審議の流れに合っていると考え、このようにさせていただいた。
- ・他市事例では、原案の修正案を付けられているところと、付けられていない ところは半々ぐらいの割合であるが、その審議の経過と答申書のかたちが、 連動してくるところがあるので、今回の審議の進め方からすると、諮問時の 原案を付けて、それに対する意見をいただくかたちが一番合っていると事務 局では理解している。

会長

・ 基本計画と基本構想のところを、それぞれ別途に諮問を受けているということで良いか。

事務局

• これ自体は、それぞれに返すことも考えられる。分けて返している場面が、

副会長

- 時期的に違う場合に、それぞれ基本構想の諮問に対して、先に答申を返して、 基本計画に対する諮問について、後に返すというケースもあるが、今回は同 時期になるので一つにまとめさせていただいた。
- ・原案を示されて諮問を受けた。それについて、いろいろと意見を申し上げ、 修正すべきところは修正して最終修正原案が出来上がる。それは全体として、こういうものになります。この審議会のいろいろな意見が出て、こういうかたちで修正した原案がこういうものになります。審議会として、最終的には、原案を、審議会全体に諮っていただき、このような修正原案にすることについて、審議会の委員の了解、決議をいただき、それを答申案として市長にお返しをするべきではないか。
- そういうかたちの方が、めりはりがついて、審議会としても、これで締めくくりとできるので望ましい。
- ・いまの説明は、行政当局としての、事務方としての意見は、そうであるかも しれないが、審議会の委員で決めるべき問題ではないか。どちらが正解とい う話ではないと、いまの話から判断できるので、やはりかたちの話だと思う。
- どこかの時点で締めをする、けじめをつけることが大事である。

会長

- ・ 答申書の案の出し方について、副会長から問題提起をいただいた。
- ・ 当審議会として、現在、事務局から提示されている答申書の案は、基本構想、 基本計画の原案について、諮問原案について審議会が取りまとめた意見を、 意見の項目に従って記述する形式を採っている。
- ・ 副会長からは、この基本構想、基本計画について、原案そのものに、それを 反映したかたち、当審議会として諮問原案に対して修正を加えて、審議会が 考えるという結果としての基本構想案、それから基本計画案を示すのが、審 議会の役割としては、けじめをつける、あるいは答申のかたちとして望まし いのではないかという意見をいただいた。
- ・ 事務局案と、それから副会長案が出てきたが、これについて各委員から意見 をいただきたい。

委員

- ・ 今回いただいた答申書のかたちで良いのではないか。最終的な基本構想、修 正したもの、そのものを審議会から提出するというかたちにすると、いろい ろ出た意見が全部ここに反映できない。
- ・良い意味で、全ては書き切れないとか、いまここで書くべきではないような 意見も、ここにはあるが、次回、あるいは役所の職員に市民の意見が、こう いう審議会の意見として上がってきたということは記録にとどめてほしい ので、それが消えてしまうのはもったいない。
- ・ せっかく議論した内容であり、こういう記述をされたいという希望を書いているので、決定事項を書いているわけではないが、できるだけ出た意見を全て記していただきたい。

副会長

・いろいろなかたちで出た意見を閉じ込めてしまえとは言っていない。例えば 付属資料として、出された意見を記録することができる。全部は取り入れる ことはできないので、最終的にこういうかたちになった、こういう意見が出 たと、記録することは重要であると思っている。

委員

- ・ 通常は成文化して合意を取って、これが審議会の意見であるとまとめるのが 答申と認識している。これは答申ではなく、答申の資料である。
- ・ 諮問されたことについて、これだけ意見が出た。これが答申であるとしても 良いと思った。

委員

- ・ 答申というものが、どういうかたちのものかということは知らない。
- ・ この答申は、私たちが話し合ったことが、文章の中に出ているので、こうい う出し方をするのが普通なのかと思った。
- ・ 委員会組織を持ったので、この組織の中で、これを最終的に答申として出す ということを議論する時間を持つことも大事であると思う。

委員

・ 普通は原案に対する修正案を出すのが本筋だが、本審議会では最初に計画原 案のかたちについて議論した。私たちが修正案を出すとなると、基本計画に アクションプランを付けて出すことになる。それを避けるために、こういう 判断をしたのではないか。

事務局

- ・ そういうところもあるが、修正案をこういうかたちにしましょうということ を議論していただくことが現実的に可能なのかという問題があった。
- ・ 過去の答申は、原案の修正案を答申として返すかたちが多かったが、近年の 総合計画審議会の答申を見ると、半々ぐらいになっている。豊中、加古川も そういうまとめ方をしている。
- ・ 昔のように修正案まで審議会で諮ってもらうと、そこまで責任を持っていた だくことが現実的であるかという問題があるため、今回このような対応をさ せていただいた。

委員

・ 4次計画では、こういう小冊子をいただいた。一般の市民が見られる小冊子 になっていた。5次計画は、最終的にはそういうかたちになるか。

事務局

・作成する予定である。

委員

・ どのような編成になるのか。基本計画とアクションプランをミックスしたようなかたちになるのか。

事務局

・ ミックスというより、基本構想、基本計画、アクションプランが載るイメージである。 1 冊になるか 2 冊になるかは決まっていない。

会長

・ 答申の形式についてはいかがか。

委員

・ 私たちが論議すべきは、3ページの最初の「基本計画のあり方及び審議対象 について」の5行が、審議会で納得できるということであれば、この形式で 良いと思う。

会長

- ・ 今回の基本構想、基本計画の原案そのものが異例なかたちで出てきたという ことが、こうした従来のような完成した冊子体に近い答申を出すのとは違っ た出し方をせざるを得ないというところに影響があったかもしれない。
- ・ 基本構想、基本計画、特に基本計画の審議の在り方について、これは先ほど、 議論いただいたとおりだが、この点について、特に3ページ目の基本計画に ついての審議対象等についての意見をいただいている。
- ・これを審議会として考慮した上で、今回のような答申のかたちにせざるを得

ないということであれば、今回のような答申案ということで進めたいと思 う。あるいは、ちゃんとした答申書にせよということであれば、当審議会の 総意として、そういう方向にせざるを得ないと思っているが、いかがか。 委員 4次総のときは、多くの審議会委員がいて答申が出されたが、今回は専門的 な知識を持たない一市民が、ここへ来て話をさせていただいたので、このよ うに書いて出していただけるのは良いと思っている。 委員 ・この5行について合意が得られれば、分かりやすくて、これで良いと思う。 市長もこの方が分かりやすいのではないか。 整理した最終版が出てきたときに、私自身が不満を持つと思う。ここの部分 委員 には私の意見が反映されていない。だから賛成できないということがあるか もしれない。これは全部載っているので賛成できる。 ・いまの段階で答申を出すなら、事務局の説明も聞いた上で、これで良いと思 う。 ・ 答申らしくないということで、また責任のある原案に対する答申の出し方と 会長 していかがかという意見はあったが、当審議会としては、当審議会でのさま ざまな意見をきちんと反映した答申を出すことが、審議会の役割として重要 だという意見が多かった。 ・ 今回の答申書については、基本構想、基本計画の諮問に対する答申として、 各委員の意見を反映させたかたちで、なお、この基本構想、基本計画に関わ らない意見も取りまとめて、その他意見として付け足すことになるが、まず は委員の意見を掲載した答申ということで進めさせていただきたい。よろし いか。

委員

(異議なし)

会長

- ・ 今回の答申については、手元の答申書の案に基づいて進めさせていただく。
- ・この意見は、各委員に見ていただき、いろいろと考えることもあると思う。 少し時間があるので、今後の進め方も含めて検討の余地がまだあると感じて いる
- ・この審議会の中で今後、この案の中身について意見がある方がいらっしゃれば、そのことを含めて事務局で対応していただきたい。いかがか。一回持ち帰りたいという方はいらっしゃるか。

委員

・資料4、参考資料アクションプランの52ページ、スポーツのところで、①の 四つ目の項目、「学校園や地域社会と連携・協働し」と書かれている。学校 園を調べると、学校内につくった農園とか花園という意味があるので、ここ では、使い方が違うのではないか。

会長

- ・ 学校園については行政計画で使う場合には学校と幼稚園、保育園を合わせて 学校園という言い方をするケースが多い。
- ・ その他になければ、この答申書の案で答申させていただくという手順で進め たいと思う。よろしいか。

委員

- (異議なし)
- 会長 ・ キャッチフレーズも決めていただいた。いろいろと付随致する基本構想の修

正や基本計画の修正、アクションプランの修正についても意見をいただいた。それらを踏まえて、この答申書にある各委員の意見を生かした答申をさせていただきたいので、これに基づいて最終答申へ進めさせていただきたい。

6 その他

会長 事務局

- ・次回までの最終の調整等について、事務局から説明いただく。
- (説明)

7 閉会

会長

- ・案内の通り、この答申案、その他意見等あれば、11月26日月曜日までに事務 局へ連絡していただきたい。できる限り、最終答申に向けて可能なものは修 正させていただく。
- ・本日の議事は以上で終わりとさせていただく。大幅に予定の時刻を過ごした ことをおわび申し上げるが、熱心に議論いただき、結論に至ることができた。 ありがとうございました。
- ・ 以上をもって、第8回西宮市総合計画審議会は閉会とさせていただく。

以 上